

令和7年(2025年)10月1日

益城町では電子契約 を導入します

事業者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等のために**令和7年(2025年)10月1日**から電子契約を導入します。

但し、一部対象外となる契約があります。

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書。この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



○電子契約のメリット

- ① 事業者の負担軽減
 - ・押印が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
 - ・収入印紙の貼付が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
収入印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において、電子文書には**印紙税が課税されない**と明言されています。

インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。
事業者側の費用負担はありません。

詳しくは、益城町HPを参照ください。

益城町 電子契約

検索

<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0037549/index.html>

お問合せ先：益城町役場 総務課管財係 TEL：096－286－3111

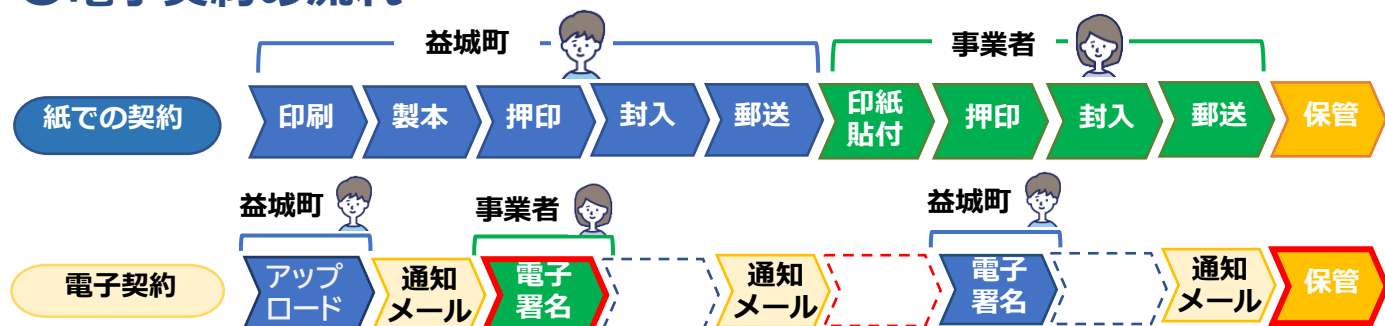
○電子契約での契約締結(※)をご希望される場合

益城町との契約を従来の紙契約で行うか、電子契約で行うかは事業者の方のご希望によります。電子契約をご希望される場合は、契約担当者から、または町HPより「電子契約利用同意書」を準備していただき、諸事項をご記入の上、御提出ください。

なお、電子契約を選択されない場合も、契約が不利になることはありません。

※但し、電子契約の一部対象外となるものがあります。

○電子契約の流れ



操作手順

- 1 署名依頼メールが届きましたら
文書を確認する をクリック
- 2 文書を確認して、問題なければ
完了する をクリック
- 3 確認画面が出ますので
署名手続きを完了する をクリック

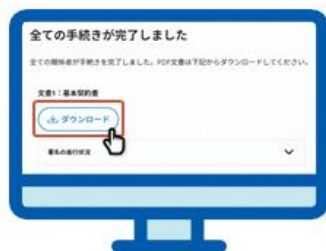


※署名依頼の前に、確認者(ご担当者)あてにメールが送信される場合があります。

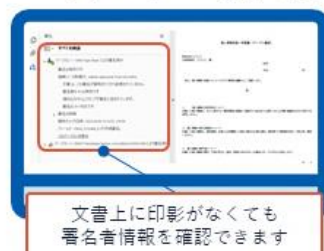
- 4 すべての署名者の手続き完了後
届いた完了メール内の
ダウンロード をクリック



- 5 全てのダウンロード をクリック
※ ダウンロード有効期間: 14日間



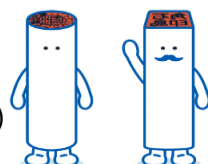
- 6 署名した文書を確認
※電子署名情報および
タイムスタンプ情報が付与



○電子契約サービスでご不明な点は・・・

【電子印鑑GMOサイン運営事務局】

- ・ 電話番号 03-6415-7444 (ヘルプデスク)
- ・ 受付時間 10:00-18:00 (土日及び祝日は除きます。)
- ・ メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・ お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>



GMOサイン

検索